

畑作物共済制度の変遷

(農作物)

年 次	制度変遷の概要	参 考
昭和33	制度化の調査開始 大豆及びなたねの調査研究（35年まで継続）	
35	同上調査結果の検討	
36	畑作物共済試験調査（38年まで継続） 調査対象：麦類、ばれいしょ、豆類、 てん菜、はっか、あま、なたね、除虫菊	農業基本法公布 大豆なたね交付金暫定措置法公布
39	畑作物共済制度化の検討（41年まで継続）	甘味資源特別措置法公布
〃	さとうきび共済試験調査（47年まで継続） 琉球政府	
41	畑作物共済試験調査（43年まで継続） 調査対象：ばれいしょ、大豆、小豆、 いんげん、てん菜、なたね	
44		農業振興地域の整備に関する法律公布 新規開田の抑制措置の実施
45	地域特産物調査（鹿児島県・さとうきび）	
46		米の生産調整開始（5か年計画）
47	畑作物共済制度化検討会	
48	畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法公布（9月法律第79号）	
49	畑作物共済の試験実施開始（53年まで継続）	
51		水田利用再編対策開始
52	畑作物共済の本格制度検討会	
53	農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（5月法律第57号）	
54	畑作物共済の本格実施開始 (1)組織・・・農業共済組合又は共済事業を行う市町村の共済、都道府県農業共済組合連合会の保険、政府の再保険の3段階 (2)共済目的の種類・・・ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜及びさとうきび (3)共済事故・・・風水害、干害、冷害、ひょう害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収 (4)共済責任期間・・・発芽期（移植をする場合にあっては移植期）から収穫するまでの期間。	全相殺方式（ばれいしょ、てん菜、さとうきび） 半相殺方式（小豆、いんげん、大豆）

年 次	制度変遷の概要	参 考
	(5) 引受けの単位・・・農家ごと (6) 単位当たり共済金額・・・共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに生産者価格に相当する額を限度として農林水産大臣が定める二以上の金額のうちから、一つの金額を組合等が選択し、定款等で定める。 (7) 共済金の支払・・・共済事故による減収が基準収穫量の2割又は3割を超えた場合に単位当たり共済金額にその超えた部分の数量を乗じて支払う。	
昭和56	対象農作物追加（3月政令第27号） ホップ、茶（主務大臣が指定した地域において栽培される一番茶）	
57	共済目的の種類等の拡大 ばれいしょの食品加工用を区分	
60	農業災害補償法の一部を改正する法律（6月法律第50号） 危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入	
〃	共済目的の範囲の拡大（11月省令第49号） いんげんに大福類及びとら豆類のいんげん並びにべにばないんげんの品種を追加	
61		てん菜の糖分取引開始
平成5	農業災害補償法の一部を改正する法律（5月法律第35号） (1) 共済事故の拡大 てん菜について糖度の低下を共済事故に追加 (2) 全相殺方式の大豆の導入 出荷資料から収穫量が適正に確認できる地域として主務大臣が指定した地域で実施 (3) 災害収入共済方式の導入（7年産から茶について試験的实施） 価格を加味した実収穫量が基準収穫量に達しない場合に、生産金額の減少を補償する方式で、主務大臣が指定した地域で実施 (4) 共済責任期間・・・発芽期（移植をする場合にあっては移植期）から収穫するまでの期間。	

年 次	制度変遷の概要	参 考
平成 6	(5) 共済責任期間…発芽期（移植をする場合にあっては移植期）から収穫するまでの期間。 (6) 責任分担方式の改善 組合等の事業推進意欲の向上等を図ることから責任保有割合を 1 割から 2 割に拡大できることとした。 (7) 雨よけ施設等において栽培されている農作物のうち畑作物共済の対象となっている農作物を引受できることとした。	
8	さとうきびの品質取引に伴う損害評価の特例措置（9～11年産まで実施）	さとうきびの品質取引開始 平成 8 年 5 月 30 日 付 け 8 農 経 B 第 1191 号 農 林 水 産 省 経 済 局 長 通 達
11	農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（6 月法律第 69 号） (1) 蚕繭共済の畑作物共済への統合 (2) 農業共済事業の 2 段階制の導入	
11	〃 さとうきびについて、糖度の低下を共済事故として正式に追加（6 月政令第 197 号）	
14	対象農作物の追加（4 月政令第 141 号） スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃ	
15	農業災害補償法の一部を改正する法律（6 月法律第 91 号） (1) 一括加入制の緩和 (2) 一筆単位方式の導入（16 年産から大豆について試験実施） 耕地ごとに、共済事故による減収が基準収穫量の 3 割を超えた場合に単位当たり共済金額にその超えた部分の数量を乗じて共済金を支払う方式 (3) 全相殺方式（大豆）及び災害収入共済方式（茶）の農林水産大臣による指定地域制を廃止し、一定の要件を満たす農家はこれらの引受方式に加入することができることとした。また、これに併せて、組合等が共済規程等に複数の引受方式を定めることができることとした。	
15	〃 大豆について類区分を導入（丹波黒以外の品種と丹波黒に区分）	
18	共済掛金払込期限の延長対象作物の追加（10 月省令第 83 号）	

年 次	制度変遷の概要	参 考
平成19	(1) ばれいしょ、全相殺大豆の支払開始損害割合の引下げ（2割→1割）（4月政令第151号） (2) 対象農作物追加（4月政令第152号） そば (3) 共済目的の範囲の拡大等 大豆の丹波黒以外の黒大豆、えだまめを区分 いんげんの大福類及びとら豆類とべにばないんげんを区分	
29	農業災害補償法の一部改正（6月法律第74号）等（31年1月1日以降の共済関係から適用） ※法律の題名は「農業保険法」に改称 (1) 令和3年産までで一筆方式を廃止 (2) 地域インデックス方式を創設 (3) 小豆及びいんげんに全相殺方式を導入 (4) 支払開始損害割合又は補償割合の農家選択制を導入（大豆の一筆方式以外） (5) 全相殺方式及び災害収入共済方式の加入要件の緩和（青色申告書及びその関係書類により収穫量を把握できる者を追加） (6) 半相殺方式の農家申告抜取調査を標準化 (7) 負担金交付区分を大括り化 (8) 再保険区分を大括り化（茶の災害収入共済方式、その他の引受方式の別） (9) 農業共済資格団体の要件を緩和（経理一元化要件を撤廃）	
令和4	全相殺方式の加入要件の拡充 （確定申告関係書類により収穫量を把握できる法人及び個人を追加）※大豆、小豆及びいんげんに限る。 無事戻しの廃止	

(蚕 繭)

年 次	制度変遷の概要	参 考
昭和13	◇農業保険法（4月法律第68号）公布 14年産から適用 (1) 共済目的……桑葉 (2) 共済事故……風水害、干害、凍害及びひょう害 (3) 共済責任期間……桑の発芽期から最終蚕期用桑の収穫まで (4) 反当共済金額……桑園の反当経営費を基礎として勅令で定める。 (5) 共済金の支払……3割以上の被害があった場合にその被害程度に応じて支払う。	
18	◇農業保険法の一部改正（3月法律第21号、22号） 共済掛金国庫負担……反当保険料に応じ超過累進的（1/3、1/2、2/3）に国庫負担とし、その1/4を一般会計、3/4を日本蚕糸統制株式会社で分担	
22	◇農業災害補償法（12月法律第185号）公布 従来の桑葉保険を廃し、蚕繭（まゆ）を共済目的とし、桑葉及び蚕児の災害のいずれをも共済事故の対象とする蚕繭共済とした。 (1) 共済目的……蚕繭 (2) 共済事故……蚕児の病害並びに桑葉の風水害、干害、凍害及びひょう害による減収 (3) 共済責任期間……桑の発芽期から最終蚕期の収繭まで (4) 単位当たり共済金額……繭の価格の2分の1を標準とする。 (5) 保険金額、保険金……共済金額、共済金の100分の90に相当する金額 (6) 共済金の支払……共済事故による繭の減収が平年収繭量の100分の40を超える場合に支払う。	

年 次	制度変遷の概要	参 考
昭和23	◇農業災害補償法の一部改正（7月法律第183号） (1) 共済事故として「桑葉の雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害による減収」を追加 (2) 共済掛金の一部製糸業者等による負担を規定	蚕繭共済引受開始
24	◇農業災害補償法の一部改正（12月法律第265号） 共済掛金の一部製糸業者等による負担を廃し、昭和24、25年度分につき政府一般会計で負担	蚕糸類の統制撤廃（5月）
25	◇農業災害補償法の一部改正（4月法律第87号） 共済事故として「蚕児の風水害、地震又は噴火による災害及び虫害並びに桑葉の病虫害による減収」を追加 ◇再保険金の概算払の額の限度に関する省令（省令第113号）公布	平年における単位当たり収繭量の指示方式採用 繭増産技術対策の通達（34年まで継続）
26	◇農業災害補償法の一部改正（3月法律第50号） 共済掛金の一部国庫負担の継続（昭和26年度分）	繭糸価格安定法公布
27	◇農業災害補償法の一部改正（6月法律第193号） 共済掛金の一部国庫負担の恒久化	
28	◇農業災害補償法の臨時特例に関する法律（6月法律第45号）公布 (1) 共済目的……春蚕繭、夏秋蚕繭 (2) 共済責任期間……春蚕繭は桑の発芽期から春蚕繭の収繭まで、夏秋蚕繭は桑の発芽期から最終蚕期の収繭まで (3) 共済金の支払……平年収繭量の100分の30を超える減収の場合に支払い、その被害程度の区分を一律に1割刻みに細分化	蚕糸業法施行規則の一部改正（蚕種の数量表示改正） 大霜害発生 再保険金概算払の措置 掃立不能の定義（損害評価要綱）をする。

年 次	制度変遷の概要	参 考
昭和32	(4) 共済金額の制限選択制の確立…………… 共済金額の危険階級別に条件をつけたなかでの組合単位を選択制の確立 (危険階級は12階級まで) (5) 共済掛金の一部国庫負担の充実…………… 通常共済掛金標準率のうち、その基礎として平均被害率の全国最低部分についてもその3分の1を国庫負担するなど充実 ◇農業災害補償法の一部改正（7月法律第93号） 前記臨時特例に関する法律の内容の恒久化 ◇農業災害補償法の一部改正（5月法律第119号） (1) 共済掛金率は組合等の区域を分けた危険階級地域ごとに設定し得ることとするとともに危険階級を最大18階級に拡大 (2) 通常共済掛金標準率に対応する共済掛金の国庫負担割合を一律に2分の1に充実 (3) 損害評価会の設置を法制化し、損害評価は準則によることとした。 ◇農災法施行規則の一部改正（12月省令第51号） (1) 組合員資格基準を年間掃立卵量1箱以上とする。 (2) 当然加入基準の設定……………春蚕繭、夏秋蚕繭ごとの掃立卵量 0.5箱又は年間掃立卵量 1.5箱のいずれかとする。 (3) 引受数量の単位をグラムから箱に改める。 (4) 無事戻しの限度を共済掛金の1割から6分の1に改める。	この年の農災法の一部改正は農作物共済の一筆石建制の採用、事業の市町村移譲、監督の強化等を主たる内容とする改正である。
33	◇蚕繭共済損害認定準則を制定（4月農林省令第308号）	（30年から32年の間は局長通達により「箱数からグラムへの換算は1箱（2万粒）を12グラム」として取り扱っていた。）
36		蚕糸業が不況で夏秋蚕生産調整、桑園減反政策がとられた。 日本蚕繭事業団法成立公布 生糸の貿易自由化

年 次	制度変遷の概要	参 考
昭和38	◇農業災害補償法の一部改正（7月法律第120号） ◇基準収繭量設定準則を制定 ◇農作物、蚕繭共済単位当たり共済金額選択要領を制定 ◇農災法施行令、同施行規則の一部改正（11月政令第364号、12月省令第72号） 当然加入の緩和と任意加入の範囲の拡大 (1) 当然加入基準は春蚕繭、夏秋蚕繭ごとの蚕種の掃立卵量0.5箱から2.0箱の範囲で定める。（政令） (2) 組合員資格から除外できる者は1年間の掃立卵量が0.5箱を超えない範囲で定める。（省令）	この年の農災法の一部改正は農作物共済の組合等の共済責任の拡充、病虫害の事故除外方式の導入等を中心とする改正である。
39	◇蚕繭共済単位当たり基準収繭量設定準則を制定 ◇再保険金の概算払の額の限度に関する省令の改正（6月省令第21号）…………… 限度額の引上げ	凍霜害発生（東北）
41	◇農災法施行規則の一部改正（3月省令第16号） 無事戻しの限度を共済掛金の3分の1に拡大	日本蚕糸事業団法公布
43		繭生産量戦後最高を記録
46	◇農業災害補償法及び農業共済基金法の一部改正（5月法律第79号） (1) 共済目的を春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭の3種類とする。 (2) 共済事故として「蚕児の火災及び獣害による減収」を追加 (3) 単位当たり共済金額は繭価の60%を標準とする。 (4) 共済掛金標準率は3年ごとに改定する。 (5) 組合等の共済責任を2割に拡大する道を開く。	繭糸価格安定法の一部改正（12月） （生糸需給に合わせた輸入規制）

年 次	制度変遷の概要	参 考
昭和49	◇農災法施行規則の一部改正（2月省令第3号） 共済金の支払方式を直線方式に改定 ◇蚕繭共済損害認定準則の一部改正 損害認定項目を繭の減収量に変更	
51	◇農業災害補償法及び農業共済基金法の一部改正（5月法律第30号） (1) 共済事故として「桑葉の獣害による減収」を追加 (2) 特定地域では、共済目的の種類を蚕期区分し、その区分ごとに共済金額と支払共済金の額を定める。 (3) 単位当たり共済金額は繭価の70%を標準とする。 (4) 特定地域における春蚕繭の共済責任期間の始期を桑の発芽期前の日とする。 ◇蚕繭共済単位当たり基準収繭量設定準則の一部改正 知事が組合等ごとに指示する共済目的の種類等ごとの単位当たり収繭量の設定方法を規定 ◇蚕繭共済損害認定準則の一部改正 共済責任期間による種別がある場合の減収量の認定方法を規定	
55	◇農業災害補償法の一部改正（4月法律第31号） (1) 引受けを箱建制から収繭量建制に改める。 (2) 共済金の支払開始損害割合を3割から2割に引下げる。 (3) 共済事故として「蚕児の鳥害及び桑葉の火災による減収」を追加 (4) 単位当たり共済金額は繭価を標準とする。	沖縄県の蚕繭共済事業本格実施 春蚕繭の小蚕期別共済実施

年 次	制度変遷の概要	参 考
昭和56		大凍霜害発生（北関東・東北）
57		台風10号による被害発生（関東・東山）
59		繭減産の指導推進（目標47.5千t：農蚕園芸局）
60	◇農業災害補償法の一部改正（6月法律第50号） 危険段階別の共済掛金率の設定方式を導入	繭糸価格安定法の一部改正（4月） （生糸需給の不均衡に対処）
62		繭糸制度価格の期中改定（3月） 単位当たり共済金額の期中改定（4月） 繭生産の増強を指導（農蚕園芸局、4月） 行政価格の引上げ（元年生糸年度適用） 単位当たり共済金額の期中改定（8月）
平成元		大凍霜害発生（東北・関東・東山） 台風第19号による被害発生（九州・山陰・中国・北陸）
3		
5	◇農業災害補償法の一部改正（5月法律第35号） (1) 共済掛金国庫負担割合を共済掛金標準率の2分の1とする。 (2) 法人格を有しない生産組織を単位として共済関係が成立する方式を導入。 (3) 年間の掃立卵量0.5箱を組合員資格の下限とする。（5月省令第38号）	繭検定規則の一部改正（5月）
8		蚕糸業法及び製糸業法の廃止 蚕糸価格安定法の一部改正
11	◇農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部改正（6月法律第69号）	当然加入制・必須事業制から任意加入制・任意事業制へ移行し、畑作物共済へ統合を行う（平成13年産の蚕繭から適用）
29	農業災害補償法の一部改正（6月法律第74号）等（31年1月1日以降に共済責任期間が開始する共済関係から適用） ※法律の題名は「農業保険法」に改称 (1) 支払開始損害割合の農家選択制を導入 (2) 全相殺方式及び災害収入共済方式の加入要件の緩和（青色申告書及びその関係書類により収穫量を把握できる者を追加）	

年 次	制度変遷の概要	参 考
令和 4	(3) 負担金交付区分を大括り化 (4) 再保険区分を大括り化（茶の災害収入 共済方式、その他の引受方式の別） (5) 農業共済資格団体の要件を緩和（経理 一元化要件を撤廃） 無事戻しの廃止	